特別清算開始

平成２７年（ヒ）第７号
長野県飯山市大字木島1144番地
清算株式会社　株式会社滝沢地所
代表清算人　櫻井　　均
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０１２号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　南興産株式会社
代表清算人　土屋　正昭
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１３号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　株式会社セーフティー・ガード
代表清算人　土屋　正昭
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第４号
横浜市神奈川区栄町６番地１―2409号
清算株式会社　株式会社エムシステムプランニング
代表清算人　松岡　雅恵
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、当該時点で保有する換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者の協定債権額の割合に応じて弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号
奈良市高畑町1116番地の６
再生債務者　公益財団法人奈良県林業基金
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前９時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年７月31日から平成27年８月13日まで
奈良地方裁判所

再生手続終結

平成２２年（再）第４号
滋賀県甲賀市信楽町長野1176番地
再生債務者　山金陶器株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年６月４日　　大津地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第７３号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目７番13号
再生債務者　関谷世志仁
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月10日から平成27年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４１号
さいたま市桜区田島４丁目39番30―205号
再生債務者　伊藤　徳学
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月10日から平成27年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第４３号
さいたま市見沼区大字南中丸982番地15
再生債務者　金子　洋行
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月10日から平成27年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第５２号
千葉県市原市西国吉1720番地86
再生債務者　廣岡　　亮
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月10日から平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第２８号
静岡県榛原郡吉田町片岡1448番地の28
再生債務者　忠村　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月６日から平成27年７月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第９８号
愛知県清須市須ケ口391番地１　レオパレス新川205
再生債務者　神保　愛子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成27年７月３日から平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部